

～在宅医療廃棄物の処分について～

近年、在宅医療の充実に伴い、ご家庭から排出される医療系廃棄物が増加の傾向にあります。四国中央市クリーンセンターでは、ご家庭から排出される在宅医療廃棄物の一部は処分可能となっておりますので、下記に出し方・分け方を紹介します。

※一般のご家庭から排出されるものに限ります。

なお、病院等の医療関係機関等から排出される場合は、環境省感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき適正に処理してください。



家庭ごみとして出せる在宅医療廃棄物

燃やせるごみとして出せるもの

プラスチック・ビニール製品・紙製品

【例】

針のついていないチューブ類

薬の容器(ビニール製)

腹膜透析パック

プラスチック製点滴パック・ボトル

ストーマ袋、導尿パック

手袋、マスク等

ガーゼ・包帯



ポイント

- ・点滴パック類で内容物が残っていれば中身を捨て、汚れがひどい場合は洗って出してください。
- ・針がついた状態のものは絶対に出さないでください。

燃やさないごみとして出せるもの

ガラス製品・金属製品

【例】

気管支拡張剤の金属容器

ぜんそく用吸入器

クスリの容器(ガラス製)

消毒液の容器(ガラス・プラスチック製)

経腸栄養剤の容器



ポイント

- ・汚れがひどい場合は洗って出してください。
- ・針がついた状態のものは絶対に出さないでください。
- ・スプレー式のものには必ず穴を開けてください

家庭ごみとして出せない在宅医療廃棄物

処方された医療機関か薬局等へご相談ください。

在宅医療廃棄物を適正に処分することで、回収・処分の際の事故防止にご協力いただきますようお願いいたします。



注射器・注射針

【例】

注射器(針がないものを含む)

インスリン注射器・注射針

翼上針

エピペン(アドレナリン自己注射薬)

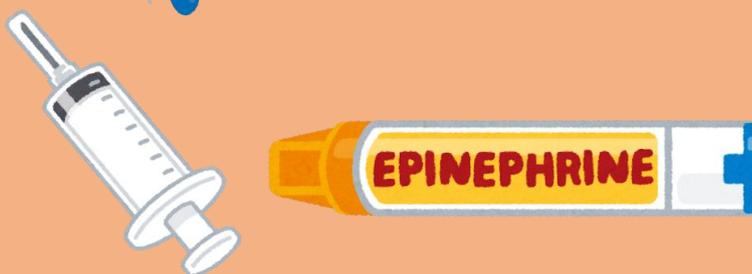


針付検査器具類

【例】

血糖値測定用針

針付きのチューブ(輸液ライン)



ポイント

- ・針刺し等による感染症等の危険が生じる可能性がありますので、絶対に一般家庭ごみには出さないでください。
- ・使用・未使用を問わず、針付き医療器具(針が収納できるタイプも含む)を出さないでください。

問合せ先

四国中央市 生活環境課

ごみ減量推進係

四国中央市三島宮川4丁目6番55号2F

TEL:0896-28-6015